

役員等報酬規程

社会福祉法人南星福社会

社会福祉法人 南星福社会 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人南星福社会（以下「法人」という。）の評議員及び役員（以下「役員等」という。）の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第 2 条 役員に対して、各年度の総額が 400,000 円（理事 300,000 円、監事 100,000 円）を超えない範囲で、この規程の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することが出来る。

(会議等への出席報酬)

第 3 条 役員等が評議員会、理事会及び監事による監査に出席したときの報酬は、次のとおりとする。

評議員会への出席	理事会への出席	監事による監査
日当 5,000 円	日当 5,000 円	日当 6,000 円

(理事長の報酬)

第 3 条 理事長の報酬は、月額 10,000 円を支給する。

(出張旅費)

第 4 条 役員等が、法人又は法人の運営する施設の業務のため出張する場合は、別に定める「旅費規程」に基づき報酬及び旅費等を支給する。

(兼務役員)

第 5 条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。（ただし、第 1 条に規定する会議等がやまがわ保育園の営業時間内に開催される場合を除く）

附 則

この規程は、法人設立日（平成 29 年 3 月 17 日）より施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 3 月 20 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 6 月 17 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。